

水俣市立水俣第二中学校いじめ防止基本方針

令和3年4月30日改訂

1 学校の方針

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものである。

(2) いじめの本質の理解

いじめは、一人一人の個性を尊重し、尊厳をもって人間らしく扱うという基本的人権を著しく損ね、その心身の健全な成長と人格の形成に重大な影響を与えるばかりでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある行為である。いじめの根絶には、いじめの加害・被害という関係だけではなく、「観衆」や「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許さない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

(3) いじめに対する学校の姿勢

- ① いじめは「絶対に許されない」、「卑怯な行為である」との意識を生徒・職員・保護者の一人一人が強く持ち、学校の内外を問わずいじめがなく、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、未然防止・早期発見、早期対応・再発防止に努める。
- ② 全職員は、人権感覚やコミュニケーション能力等の資質やスキルを高め、生徒の変化に気づく目を養い、深い生徒理解に立った生徒指導の充実を図り、生徒が楽しく学びつつ、いきいきとした学校生活を送れるようにしていく。
- ③ 生徒にトラブルが発生した場合、真摯に受け止めて事象を考えていく。いじめが起こった時は、いじめられた生徒の立場に立ち、組織的に早期解決と再発防止を図る。

2 いじめ防止の取組

(1) 子どもに将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせ、一人一人の生徒が活躍し、お互いが認め合うことのできる楽しい学校づくりを推進し、いじめ未然防止の取組を行う。

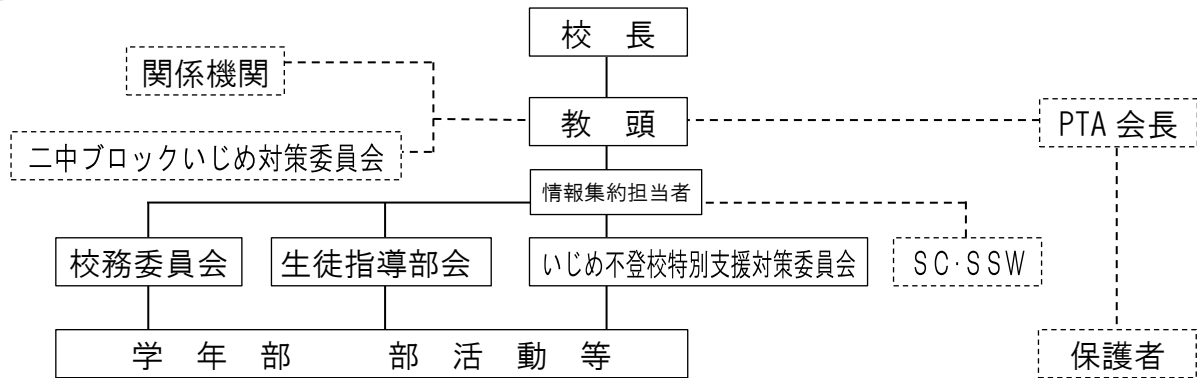
- 「子どもの居場所づくり推進テーブル」に則った積極的な生徒指導の充実。
- いじめの未然防止や解決のための組織としてのP. E. A. C. E. メソッドの取組。
(Preparation(準備)-Education(教育)-Action(行動)-Coping(対処)-Evaluation(評価))
- ① いじめ未然防止についての研修を行う。
- ② 校長・教頭を中心に生徒指導部会・校務委員会で積極的な生徒指導を仕組み、学年部会等で共通理解し、組織的・協働的な生徒指導を推進する。
- ③ 一人一人の自己有用感が高まる学級経営、特別活動・部活動の充実（部活動顧問会、ナイスカード等の取組等）。
- ④ 全職員による「わかる授業づくり」と「授業での生徒指導」、安心して学べる学習環境づくり、命を大切に作る心を育むプログラム、家庭学習の充実のための取組。
- ⑤ 心の絆を深める人権集会、生徒会主催による学校生活に関するアンケート、レクリエーション・クラスマッチなどを実施する。
- ⑥ インターネットによるいじめ等について、情報安全・情報モラル、通信機能付機器の利用について計画的に学習させ（ファシリテーター等の活用）、生徒の実態を把握し保護者にも啓発を行い、協力して未然防止を図る。

(2) 校内体制に基づく組織的な取組

- ① いじめの防止等の施策のための組織（推進法22条）

校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・校務委員会・生徒指導部会・いじめ不登校特別支援対策委員会・養護教諭・特別支援コーディネーター（必要に応じてSC・SSW）

② 組織図



(3) いじめの早期発見

- ① 校長・教頭を中心に職員間の共通理解を図り、全職員が普段から生徒と信頼関係を築く。
- ② 実態把握と教育相談体制の構築
 - ア 一人一人に言葉かけをし、生活ノート、学級日誌、健康観察等の活用により、出欠状況、孤立している生徒がいないか等について観察する。
 - イ 「心のアンケート(熊本県版)」、「子どものサイン発見アンケート」を12月、「学校版心のアンケート(教育相談用)」を6月・11月・2月に行い、実態把握をする。その他の月は簡易版アンケートを実施する。
 - ウ 6月・11月・2月の定期的教育相談、必要に応じた教育相談を随時実施する。
- ③ 『「愛の0運動」及び「愛の1・2・3運動」プラスワン』の徹底及び家庭訪問、電話連絡を行い、保護者との連携を密にし、情報収集を行う。

(4) いじめへの早期対応

- ア 問題を軽視することなく、迅速かつ組織的に対応する。
- イ 該当職員だけで抱え込まず、全職員でいじめ問題の解消に当たる。
- ウ いじめ問題を発見したら、生徒の身の安全を最優先にし、速やかに事実確認を行い、情報集約担当者が状況を把握する。校長・教頭を中心として指導のねらい、方針、指導体制、役割分担等を確認、決定する。
- エ いじめられた生徒や保護者の思い・立場を大切にし、いじている側の生徒に対して毅然として指導にあたる。犯罪として扱われるいじめは、教育委員会及び警察等と連携する。
- オ いじめの解消、人間関係の再構築に向け、関係生徒、所属集団及び、それらの保護者に対する支援を計画的に行う。SC・SSWをはじめ、関係機関と連携をし、再発防止に努める。

(5) PTAの協力

- ① PTA総会や学年懇談会、研修会等で「水俣第二中学校いじめ防止基本方針」の趣旨を説明し、いじめの事例等を示すなどして啓発活動を行う。
- ② インターネットを通じて行われるものを含むいじめの未然防止のため、PTAの行動項目の1つとして約束事を設定し、啓発に努める。
- ③ 地区懇談会等で「親の学びプログラム」に取り組み、保護者同士の絆づくりを行う。
- ④ いじめ問題発生時には学校内だけで情報を止めず、家庭との連携をより密にして情報交換を行い、連携しながら早期解決と再発防止につなげる。

(6) 関係機関との連携

- ① 積極的、継続的なSC・SSW等との相談体制づくり、及び警察等、関係機関との連携。
- ② 二中ブロックいじめ対策委員会の取組
 - ア 目的：いじめの未然防止、早期発見、早期解決を図る。取組の進捗状況等について、情報交換、協議を行う。
 - イ 組織：水俣第二中学校・水俣第二小学校より、校長・教頭・いじめ不登校対策担当・生徒指導主事を各1名、及び主任児童委員・自立支援室相談員とする。

3 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（推進法第28条第1項第1号）。
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（推進法第28条第1項第2号）。

(2) 危機対策チームの設定

- ① 校長・教頭・教務・生徒指導主事・学年主任（生徒指導担当）・特別支援教育コーディネーター・養護教諭・SC・SSWを中心に危機対策チームを設置し「いじめ対応マニュアル」に沿って、対応に当たる。
- ② 生徒の個人情報に配慮すべき事案については、初動において管理職と該当生徒の担任、性質に応じて専門知識を有する第三者を加えた編制で対応することもある。

(3) 事実関係の調査・支援チームへの派遣依頼

- ① 事実関係を明確にするため、校長の指揮のもと、重大事態に至る要因となったいじめ行為等について客観的な調査を速やかに行う。必要に応じて二中ブロックいじめ対策委員会に対して必要な人材派遣を依頼することもある。
- ② 調査委員会を設置する場合は外部の専門家に委員長への就任を依頼する。

(4) 関係機関等への報告及び連携

- ① 重大事態が発生した場合には、直ちに校長が水俣市教育委員会、水俣市長に速報をあげ、指示を仰ぐ。性質に応じて警察への通報、医療機関やSC・SSW等への報告を行い、支援を要請し、連携して対処する。
- ② 重大事態の経過と調査結果については、校長が水俣市教育委員会へ文書で報告を行う。

(5) 関係生徒、保護者への心のケア

いじめを受けた生徒及びその保護者の心のケアと、落ち着いた学校生活を取り戻すための支援を卒業まで継続的に行う。状況に応じて、SC・SSWに協力を依頼する。

(6) 公表

- ① 被害生徒及びその保護者に対しては窓口を一本化し、事実関係について適切な方法で提供する。適宜経過報告も行う。
- ② 情報の扱いは関係者の個人情報保護に配慮するが、必要な説明を怠ることはしない。
- ③ 調査のために得られたアンケート等は、いじめられた生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置をとる。
- ④ 報道機関から調査結果等の公表が求められた場合は、水俣市教育委員会の指示のもと校長が行う。

(7) 他の生徒・保護者への対応

- ① 「子どもの居場所づくり推進テーブル」、P. E. A. C. E. メソッドをもとに学校、学年、学級経営を見直し、すべての生徒にとって学校を居心地の良い場所にする。
- ② 関係生徒に限らず生徒一人一人の表情や様子等を職員全体で観察し、心のケアを念頭に置きながら卒業まで継続的に教育活動にあたる。生徒の状況に応じて、SC・SSWをはじめとする関係機関へ協力を依頼する。
- ③ 職員会議、各種委員会で生徒の状況・対応について共通理解し、専門的な指導、対応等について校内研修で研修を図る。
- ④ 通信等を通じて学校の様子を知らせ、状況に応じて家庭訪問・電話連絡を密に行う。